

議案第 22 号

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 23 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年佐倉市条例第43号）

の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | | |
|-------|----------------|--------------|
| 第1展示室 | 1週間につき 26,400円 | 1日につき 1,650円 |
| 第2展示室 | 1週間につき 26,400円 | 1日につき 1,650円 |
| 第3展示室 | 1週間につき 26,400円 | 1日につき 1,650円 |
| 展示室全室 | 1週間につき 79,200円 | 1日につき 4,950円 |

」を

「

| | | |
|-------|----------------|--------------|
| 第1展示室 | 1週間につき 27,360円 | |
| | 1日につき 4,560円 | 1日につき 1,710円 |
| 第2展示室 | 1週間につき 27,360円 | |
| | 1日につき 4,560円 | 1日につき 1,710円 |
| 第3展示室 | 1週間につき 27,360円 | |
| | 1日につき 4,560円 | 1日につき 1,710円 |
| 展示室全室 | 1週間につき 82,080円 | |
| | 1日につき 13,680円 | 1日につき 5,130円 |

」に

改め、同表第1控室の項中「550円」を「640円」に、「220円」を「2

40円」に改め、同表第2控室の項中「550円」を「640円」に、「220円」を「240円」に改め、同表に次のように加える。

| | | | |
|-------|---------|----------------|--|
| ホール控室 | 1日1回につき | 380円 (190円) | |
|-------|---------|----------------|--|

別表第1備考2を削り、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4中「ホール」の次に「及びホール控室」を加え、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5を同表備考4とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第10条、第11条関係）
撮影使用料

| 区分 | 単位 | 撮影使用料 |
|----|--------|---------|
| 1階 | 1時間につき | 9,280円 |
| 2階 | 1時間につき | 7,170円 |
| 3階 | 1時間につき | 6,860円 |
| 4階 | 1時間につき | 7,180円 |
| 全館 | 1時間につき | 30,500円 |

備考 報道等の取材に伴う撮影の場合は、徴収しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例（別表第1に1項を加える改正規定を除く。）による改正後の佐倉市立美術館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後条例」という。）別表第1の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市立美術館の施設の使用に係る使用料であって、令和3年12月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の承認の申請があったものについて適用し、適用日以前の佐倉市立美術館の施設の使用に係る使用料及び基準日前に使用の承認

の申請があった佐倉市立美術館の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 別表第1に1項を加える改正規定及び改正後条例別表第4の規定は、適用日以後の佐倉市立美術館の施設又は撮影の使用に係る使用料について適用する。